

香川県立図書館協議会設置条例

(昭和26年11月10日条例第32号)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定により、香川県立図書館に香川県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任命の基準)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(定数)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情がある場合には、任期中であつても解任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年1月30日条例第15号)

この条例は、昭和28年2月1日から施行する。

附 則(昭和32年10月1日条例第43号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。